

通所リハビリテーション平成の家運営規程

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人伸康会が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称及び所在地)

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 平成の家 デイケア
- (2) 所在地 青森県弘前市独狐字石田121番地1

第4条 (従業者の職種、員数及び職務の内容)

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤医師 介護老人保健施設と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名（非常勤）
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 3 所長 1名（業務の管理統括兼介護兼務）
所長は、管理者を補佐し業務の管理統轄を行う。
- 4 作業療法士 6名（介護老人保健施設と兼務）
作業療法士は、リハビリテーション実施計画の作成とリハビリテーションを行う。
- 5 介護職員 18名
介護職員は、介護その他の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにあたる。
- 6 運転手 4名
運転手は、送迎業務にあたる。
- 7 管理栄養士 1名（介護老人保健施設と兼務）
管理栄養士は、栄養士業務、また適切な栄養指導・栄養管理を行うための計画立案。

第5条（営業日及び営業時間等）

営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日・14日と12月31日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後4時までとする。
- （3）サービス提供時間 午前9時から午後3時30分までとする。

第6条（利用定員）

利用定員は、88名とする。

第7条（通所リハビリテーションの内容）

この事業所が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 1 機能訓練
- 2 入浴サービス
- 3 食事の提供
- 4 健康チェック
- ⑤ 送迎

第8条（利用料その他の費用の額）

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 次に掲げる費用を徴収する。
食費 430円/日
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、弘前市とする。

第10条（身体拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

第11条（サービス利用に当たっての留意事項）

サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- （1）事業所内では飲酒しないこと。
- （2）従業者の指示に従うこと。

第12条（緊急時等における対応方法）

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに当たる従業者は、現に通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに管理者に報告し、主治医、家族、行政機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該事故が事業所の責任とみなされる場合には、速やかに損害賠償の手続きを

とるものとする。

第13条（非常災害対策）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

第14条（その他運営に関する重要事項）

従業者の資質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 当施設は、利用者のサービス提供に関し、サービス計画書、介護記録その他必要な記録を整備する。利用者及び家族からこれらの記録の閲覧を求められた場合、当施設は原則としてこれに応じる。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伸康会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日より一部改正する。
- この規程は、平成18年 1月 1日より一部改正する。
- この規程は、平成18年 4月 1日より一部改正する。
- この規程は、平成19年 2月15日より一部改正する。
- この規程は、平成22年 3月15日より一部改正する。
- この規程は、平成27年 4月 1日より一部改定する。
- この規程は、平成29年 4月 1日より一部改定する。
- この規程は、令和 2年 8月 1日より一部改訂する。
- この規程は、令和 3年 7月 1日より一部改訂する。
- この規程は、令和 5年 1月 1日より一部改訂する。